

魚津市告示第121号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定
について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17
第1項第1号及び児童福祉法第24条の26第1項第1号の規定により、次のと
おり指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第
2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

令和6年5月30日

魚津市長 村椿 晃

届出した事業者

事業者	名称	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	富山県魚津市新金屋二丁目13番26号
事業所	名称	児童発達支援センターつくし学園
	所在地	富山県魚津市大海寺野1377番地
事業の種類		特定相談支援事業
事業所の主たる対象者		障害児
指定年月日		令和6年6月1日
事業所番号		1630400057

事業者	名称	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	富山県魚津市新金屋二丁目13番26号
事業所	名称	児童発達支援センターつくし学園
	所在地	富山県魚津市大海寺野1377番地
事業の種類		障害児相談支援事業
事業所の主たる対象者		障害児
指定年月日		令和6年6月1日
事業所番号		1670400041